

行政法 (配点 40 点)

【問題】

以下の【事案】を読んで、各【設問】に答えなさい。

【事案】

Y 県収用委員会は、土地収用法に基づき、X の所有する土地（以下「本件土地」という）の所有権を A に取得させる収用裁決（権利取得裁決）を行った（以下「本件処分」という）。

X は、本件処分は違法であり、本件土地の所有者は依然として X 自身であることを訴訟において主張したいと考え、弁護士 B と相談をした。

本件処分の取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法 14 条・以下「行訴法」という）はすでに過ぎており、出訴期間の徒過について「正当な理由」はなかったため、弁護士 B は、Y 県を被告として本件処分の無効確認訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起することを検討している。

【設問 1】 (配点 20 点)

無効等確認訴訟の原告適格について規定する行訴法 36 条については、いわゆる一元説と二元説が存在しているが、それぞれの学説の違いについて説明しなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

現在の通説的見解である二元説に立つことを前提とした場合、本件訴訟について X に原告適格は認められるか。

検討にあたっては、「当該処分……の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴え」として、土地の新所有者 A を被告とする本件土地の所有権確認訴訟（以下「本件争点訴訟」という）が考えられること、及び下記の〈判例要旨〉をふまえて論じること。

〈判例要旨〉

行訴法 36 条にいう「当該処分……の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合」とは、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のために被っている不利益を排除できない場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする……民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認訴訟のほうがより直截的で適切な争訟形態である場合をも意味する。

【参照条文】

○土地収用法

(収用又は使用の裁決の申請)

第 39 条 起業者は、第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があった日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 (略)

(収用又は使用の裁決)

第 47 条の 2 収用委員会は、前条の規定によって申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3～4 (略)

以上